

渋谷区告示第154号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、第七宮庭マンション建替組合の定款の変更を令和8年7月16日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月14日

渋谷区長 長 谷 部 健

1 組合の名称 第七宮庭マンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称

第七宮庭マンション

(2) 敷地の区域

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番2、13番41、13番42（マンションが所在する土地）、13番43、13番44、13番46、13番47、13番48、13番49、13番50（区分所有法第5条第1項に規定する土地）（計10筆）

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目13番2、13番41、13番42、13番43、13番44、13番46、13番47、13番48、13番49、13番50（計10筆）

4 事業施行期間 組合設立認可の日から令和13年2月まで

5 事務所の所在地 東京都新宿区四谷三丁目12番地

フロンティア四谷5階株式会社 UG 都市建築内

6 設立認可の年月日 令和7年10月10日

7 変更の内容

組合の名称

変更前 第七宮庭マンション建替組合

変更後 第七宮庭マンション再生組合

8 定款の変更の認可の年月日 令和8年8月14日